印西市入札・契約制度の改善について

(令和2年4月)

本市では、公正で透明性・競争性の高い入札・契約制度を確立するため、入札 契約手続きの改善に努めておりますが、より一層の改善を図るため令和2年4月 1日から下記のとおり実施することとします。

※運用にあっては、その適用条件など、詳細について、関係するそれぞれの要領等をご参照ください。

1. 最低制限価格の運用について

令和元年度試行運用を実施した変動型最低制限価格について、この運用を廃止します。 ついては、中央公契連モデルを準拠し、以下のとおり、最低制限価格の算出方法を定め ました。

最低制限価格を付する入札行為にあっては、公告等に記載します。

別表第1

すべての工事 又は製造

- 1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額<u>(1円未満切り捨て)</u>の合計額(ただし、その額が入札書比較価格(予定価格に<u>110分の100</u>を乗じて得た額)に<u>100分の92</u>を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に<u>100分の92</u>を乗じて得た額とし、予定価格の<u>100分の75</u>を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に<u>100分の75</u>を乗じて得た額とする。)から<u>千円未満を切り捨てたものに1</u>00分の110を乗じて得た額を基準として設けるものとする。
 - (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額
- 2 工事等の性質上前項の規定により難いものについては、前項に規定する算出方法にかかわらず、入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額から入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で適宜の額から千円未満を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。

街路樹管理、 公園管理、草 刈業務その他 これらに類す る業務委託

予定価格算出の基礎となった額(入札書比較価格(予定価格に<u>110</u>分の100を乗じて得た額)に100分の80を乗じて得た額(千円末満を切り捨て)とする。)に100分の110を乗じて得た額を基準として設けるものとする。

【 適用範囲 】

- ・予定価格1億円(税込)未満となる建設工事
- 街路樹管理、公園管理、草刈業務その他これらに類する業務委託

2. 低入札価格調査制度の運用について

低入札価格調査制度の対象とする場合の調査基準価格の算出方法を変更いたします。 (調査基準価格)

- 第4条 低入札価格調査は、前条に規定する事業とし、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額<u>(1円未満切り捨て)</u>の合計額(ただし、その額が入札書比較価格(予定価格に<u>10分の100</u>を乗じて得た額)に<u>10分の92</u>を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に<u>100分の92</u>を乗じて得た額とし、予定価格の<u>100分の75</u>を乗じて得た額とする。)から <u>10分の100</u>を乗じて得た額とし、予定価格の<u>100分の75</u>を乗じて得た額とする。)から <u>10分の100</u>を乗じて得た額とする。)から <u>100分の75</u>を乗じて得た額とする。)から <u>100分の100</u>を乗じて得た額とする。)から <u>100分の100</u>を乗じて得た額とする。)から <u>100分の100</u>を乗じて得た額を基準として設けるものと する。
 - (1)直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額
- 2 工事等の性質上前項の規定により難いものについては、前項に規定する算出方法にかかわらず、入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額から入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で適宜の額から千円未満を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。

【 適用範囲 】

- ・総合評価方式により、実施する建設工事
- ・予定価格1億円(税込)以上となる建設工事

【最低制限価格及び低入札調査基準価格の項目別費目】

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器単体費、処分費、等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費、等
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費、
	等
一般管理費等の額	一般管理費、等

3. 制限付一般競争入札での資格審査資料の提出について

入札参加者が提出する書類の簡素化を図ります。

配置予定技術者の資格、雇用条件の確認、同種工事の施工実績について、「制限付き一般競争入札参加資格確認申請書」に記載されている事項が、コリンズに登録されている場合に限り、確認に必要な書類の提出を不要とします。

ただし、登録内容から、入札参加要件を満たすことを確認できない場合には、改めて、 資料の提出を求める場合があります。